

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年3月7日（平成29年（行情）諮問第84号）

答申日：平成29年6月22日（平成29年度（行情）答申第107号）

事件名：特定文書に記載の「説明会」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「説明会」〔（出典）請求受付番号：NSS-4文書番号51〕に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）につづられた文書の全て。※電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。※※平成27年4月22日以外にも「説明会」が行われていれば、その全てを含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月20日付け防官文第21317号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

テーマの重要性を鑑みると対象文書が存在しないことは首肯できないので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、本件開示請求を受け、請求内容に合致する行政文書を探索したが、保有を確認できなかったことから、法9条2項の規定に基づき、平成28年12月20日付け防官文第21317号により原処分を行った。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「テーマの重要性を鑑みると文書が全く存在しないと言うことは、にわかに首肯し得ないので、関係部局を探索の上、発見に努めるべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、防衛省においては本件開示請求の対象となる行政文書を保存していないことから原処分を行

ったものである。

以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月26日 審議
- ④ 同年6月20日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、審査請求人が別件開示請求で入手した文書に記載されている説明会に関して行政文書ファイルにつづられた文書の全てである。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり、本件対象文書は作成及び取得したものの、本件開示請求より前の時点で廃棄した旨説明する。

ア 本件開示請求にいう説明会とは、審査請求人が別件開示請求で入手した「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（以下「平和安全法制整備法」という。）の法令協議に係る文書で言及されている説明会のことであり、当該説明会は、平和安全法制整備法の制定に際し、関係省庁担当者向けに行われた説明会（平成27年4月23日開催。以下「本件説明会」という。）のことを指すと思われるので、本件開示請求は本件説明会に係る文書の開示を求めるものと解した。

イ 本件説明会は、各省庁への平和安全法制整備法の法令協議（平成27年4月24日）を行う前に、特に関係のある省庁の担当者の理解を深めるため、内閣官房国家安全保障局が同月23日に開催したものであり、説明者として、処分庁から防衛政策局防衛政策課及び運用企画局国際協力課（当時）（以下、併せて「担当課」という。）等の担当者が参加した。

なお、当該日付以外に同趣旨の説明会が開催されたか否かについては、少なくとも防衛省は参加を求められなかったため、防衛省では把握していない。

ウ 本件説明会における配布資料は、担当課及びその他の担当省庁が作

成したものを、内閣官房国家安全保障局が配布資料として取りまとめて配布した。

エ 配布資料を含めた本件説明会に関する資料は、以下の考え方の下、保存期間を1年未満に設定し、本件開示請求の時点では既に廃棄していた。

公文書等の管理に関する法律施行令（以下「施行令」という。）別表において、法令の制定又は改廃及びその経緯に係る文書の保存期間は30年とされており、また同令8条3項において、別表の上欄に掲げる行政文書以外の行政文書が歴史公文書等に該当する場合には、1年以上の保存期間を設定しなければならないと規定されている。

しかしながら、本件説明会に関する資料は、本件説明会の趣旨から、正式な法令協議が行われれば不要となるものであり、極めて短期的に使用することを前提として作成及び取得したものであるため、上記に示す30年保存とすべき区分に該当せず、また、歴史公文書等に該当する性質のものではないとの判断から、保存期間を1年未満に設定したものである。

オ また、防衛省は、上記ウのとおり、本件説明会以外の同趣旨の説明会に関する資料は取得していない。

(2) 当審査会事務局職員をして施行令を確認させたところ、その内容は諮問庁の上記(1)エの説明のとおりであり、法令協議の前に関係の深い省庁の理解を深めるといふ本件説明会の趣旨に係る諮問庁の上記(1)イの説明を踏まえると、本件対象文書は作成及び取得したが、本件開示請求より前の時点で廃棄していた旨の諮問庁の上記(1)の説明は、不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 付言

原処分の不開示理由について、「保有を確認することができなかった」と記載されているところ、一般に文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実だけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといわざるを得ず、処分庁は、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久